

安全性委員会議事録(2002年2月24日三島での安全性委員会議事録抄録)

安全性委員会は2002年2月24日に、DK朝霧で行なわれたセフティーセミナーに引き続き、三島で委員会を持ちました。以下はその抄録です。

時 : 2002年2月24日日曜日1900~0100

所 : ホテル - 1三島

参加者: 城 西本 安田 野口 後藤 宮田理事

内 容: あらかじめ委員会ML会議で提出された案件を元に、審議が行なわれた。

以下はその日に討議され、決定された事項である。

1 JHSCのホームページに議事録を載せる件

趣旨: 朝日会長の「今後は全てをオープンにする」という方針を踏まえて、議事録の抄録を委員会のホームページに載せたい。

A: プライバシーには配慮していただきたい。

B: 委員会ML会議で逐一修正したい。

但し連盟は公益法人であり、法人内での議事のやり取り、意見の交換などは公的なものとしてプライバシーの侵害には当たらない。

C: 議事録のみに留まらず、各種報告も出来る限り載せて行きたい。

結論: プライバシーに配慮する事を条件に、議事録、各種報告文書を、安全性委員会ホームページに掲載する事で、全員の了承を得た。

2 専門委員委嘱停止を進言する件

趣旨:

(1) 機体審査に関する専門委員のA氏は、パラ競技委員会の委員として風速制限の撤廃の討議に参加し、そのまま通過させた。これは安全性委員会の専門委員として自覚の無い行為であり、看過する事はできない。

(2) 事故調査の専門委員のB氏は、度々委員会内部を分裂させようと工作してきた。

(3) 気象関係の専門委員のC氏は、職務の公平性または気象解析能力に疑問がある。

A: 既にA氏とは連絡を取っているが、競技運営上の説明に終止し、安全性委員会のメンバーとしての発言はなかった。

B: 委嘱を停止するにしても、正式な委嘱停止の進言はせずに、本人が安全性委員会のメンバーである事を公表する事を自粛するように通知する程度で充分ではないのか。委嘱停止はご本人の名誉にも関わる事なので、それにも配慮する必要性があるのではないか。

C：C氏は中立を厳守しなくてはならない安全性委員会の専門委員でありながら、今回の第一次事故調査報告を秘密裏に入手して勝手にご遺族に安全性委員会の専門委員としての見解を述べるなど、見過ごす事ができない行為がある。なし崩しの対応はすべきではない。

本人の名誉に関わる事ではあるが、それだけの重責を負った職務である事の責任は負わなくてはならない。

D：一般的には「注意・警告」「辞任勧告」「免職」という手続きが普通であるので、今回もその順を踏んで頂きたい。

結論：討議の結果、辞任勧告を経て原案どおり会長に各専門委員の委嘱停止を進言する事に全員の了承を得た。

3 パラグライダー競技委員会及び教習検定委員会、ハンググライダー競技委員会及び教習検定委員会への照会文書の送付

趣旨：今回の高山ホルンバレーカップの事故調査の結果として得た気象状況下で、パラグライダー競技委員会及び教習検定委員会、ハンググライダー競技委員会及び教習検定委員会に、パラグライダー、ハンググライダーの競技及び教習が実施可能かどうか問い合わせたい。

A：その質問及び回答は全て公表すべきである。

結論：討議の結果、原案どおりパラグライダー競技委員会及び教習検定委員会、ハンググライダー競技委員会及び教習検定委員会に照会文書を送付し、その質問及び回答は公表する事に全員の了承を得た。

4 2,002年2月15日付け朝日会長からの諮問（「事故報告書に対する意見書対応について(諮問)」への回答について

趣旨：定款にある通り、理事会は専門事項を委員会を設置してその業務を委嘱している。また安全性委員会規約に基づき、事故調査は安全性委員会の行なう業務である。

従って他の委員会からの見解を取り入れる事は不可能であり、理事会から調査方法の指示を受ける事はできない。

この諮問自体に再度抗議すべきである。

A：今回意見を提出して来たパラグライダー競技委員会及び教習検定委員会及び制度委員会の三委員会の内のパラグライダー競技委員会及び教習検定委員会の委員長は、事故のあった大会主催者と密接な利害関係にあり、その意見を取り入れる事は考慮する事ができない。

B：大会主催者は既に民事裁判の準備書面、警察への調書で明確な意見を述べており、それを引用するだけで充分である。

結論：討議の結果、各委員会の意見を取り入れて報告書を修正する事はできない。
調査方法について理事会の指示を受ける事はできないという事を回答する事にした。

5 パラグライダー競技委員会及び理事会へ安全勧告(風速制限の撤廃の件)を行なう件

趣旨：パラグライダー競技委員会は当委員会と打ち合わせも無く、競技での風速制限を撤廃し、事後承諾として理事会に提出した。安全に直接関わる風速条項を削除する事は、安全に対する重大な問題であり、放置する事はできない。

また理事会は事後承諾を求めて来た当該委員会に対し、適切な指導を行わず、安易にそれを了承した。危険な事由に対して安全勧告を行なう事は、当委員会の責務であり、躊躇する事は許されない。

A：安全勧告ではなく、抗議でも良いのではないか。

B：世界のメーカーでも、機体の性能限界として明確に打ち出している訳では無い、これはJHFの独自の基準である。安全勧告には馴染まないのではないか。

C：この案件は公表するのか。

D：メーカーが性能限界を定めていないからと言って、大会等を運営するのに風速条項を無制限にして良い事にはならない。

今までの風速制限に問題があるのなら、問題を提起して共に研究すべきである。

又、抗議は定款規約に定められた公的な意見表明ではない。あくまで安全性委員会規定に定められた公式な意見表明である、安全勧告にすべきである。

公表については、エリア・スクールなどへの安全勧告とは違って、連盟活動の大元である委員会・理事会を対象とした安全勧告である。

広く連盟全体に知らしめるためにも、必ず公表すべきである。

結論：討議の結果、原案どおり両者に安全勧告を提出し、同時に公表する事に全員の了承を得た。

6 ML会議でのコメントの迅速化の要請

趣旨：ML会議でのコメントが遅すぎる。ML会議の迅速化を図るためにも、コメントは迅速に対応していただきたい。

結論：特に意見無く、全員の了承を得た。

7 専門委員委嘱の件

趣旨：パソコンを駆使すれば、バードビューなどのカラーグラフィックが作製できる。 A 氏を専門委員に推薦したい。

また同じくパソコンを駆使して情報を收拾したい、 B 氏を専門委員に委嘱したい。

結論：特に異議無く、原案どおり全員の了承を得た。

8 着水手順、救急法編纂、競技、教習開催時の指針作成への対応。

趣旨：以前からペンディングになっている、着水手順、救急法編纂、競技・教習開催時の指針作製に関して、ハング・パラ各委員会との合同での協議を開催したい。

9 死亡事故での情報収集と分析

報告：二月の十一日に、関東の A エリアで死亡事故が発生した。地上天気図を見るに、関東地方を小さな高圧部が覆い、穏やかな天候になる事が読めるが、実際は午後から突風が吹き荒れ、ランディング付近の小さな丘の乱流に巻き込まれ、墜落死亡したと思われる。

原因は寒気の流れ込みによるものと思われるが、局地的なものであり、予報されていたものでは無かった。

典型的なローカル気象の事故であり、 A エリアからの報告を待って結論を出したい。

10 高山ホルンバレーカップ事故の大会主催者への聞き取りについて

趣旨：同事故で大会を運営していた人たちへの聞き取りは必要あるか無いか。

A：最も公平且つ公的な裁判所での準備書面と警察の調書がある。これが最も明確な証言であり、これ以上のものは必要ない。

B：アンケートが聞き取りにあたる。 必要ない。

C：アンケートがそれに当たる事には異論は無いが、大会委員長であった A 氏だけには聞き取りをしたい。

D：事務局に問い合わせたが、既に A 氏は連盟を離脱しているようだ。連盟外の人には聞き取りが出来ないのではないか。

E：元々連盟内の人にも、聞き取りは任意であり、同じ扱いではないか。

結論：大会主催者への聞き取りは A 氏を含め、現段階では必要ないという結論に、全員が一致した。

11 高山ホルンバレーカップ事故での正式な報告書への基本的な論調に問題点はあ

るか。

A：大要今の報告書の基本論調で問題ないが、大会参加者への警告をもう少し具体的にしたい。つまりもっと明確な文体、論調にしたい。例えば別項目として大会参加者の責任を書き込む等である。

B：現在の報告書にも、大会参加者と大会運営関係者の責任は同等であると明言している。

結論：委員会ではペンディングとし、委員長に一任する事で全員の了承を得た。その他今回の報告書を最終とし、アンケート、長野气象台、須坂消防署、メディア資料等今から調査する項目については目録とし、追補する事を明記する。

12 パラワールド緊急レポートの題材について

結論：気象関係について、フライヤーの立場からA氏に、気象専門家の立場からB氏に執筆を依頼する事に、全員の了承を得た。

13 セフティーセミナーにフリーフライトを入れる件

趣旨：セフティーセミナーは地上安全に主力を置いているが、特に飛行前点検はフライトにつなげたい。単に地上での実技に留まらず、飛行に直結する事での緊張感と、確実な点検による安心感を得る事は重要である。

A：今回の静岡セミナーでは、テイクオフまで上がって飛行前点検を指導したが、やはりこれは地上で終わるべきではないか。

B：今は神経質にならざるを得ない時期でもあり、今回は非常に緊張した。地上で終わる方がセミナーの範囲が明確になる。

C：飛行前点検はフライトとつながる事に意味がある。テイクオフでクロスチェックをやる事の意味は大きい。

D：セミナーを担当する者として、何処で終わるべきか明確にする事は必要である。当面の間は、セミナーの飛行前点検は地上で終了とし、セミナーの範囲を明確にして欲しい。

C：保険は主催者賠償責任保険に加入するが、セミナーにフライトは含まないとしても、保険はフライトまでカバーすべきである。

結論：当面の間セフティーセミナーの飛行前点検は地上で行なう物とし、テイクオフまでは上がらない。セミナーの範囲を明確にする。但し主催者賠償責任保険は、フライトまで含ませる。

以上の事に全員の了承を得た。

14 日本気象協会のサービスを受ける件

趣旨：日本気象協会で、様々な気象サービスが受けられるようである。

過去の細かい地上気象図、高層気象図などのサービスが受けられる。

結論：それに伴う費用の点など、今後の研究課題とする事に全員の了承を得た。

15 ヘルメットの規格統一に関して

趣旨：現在のフライトヘルメットは、規格が統一されておらず、強度が明確でなく、各メーカーによってバラバラである。

頭部打撲による死亡事故も多く、一刻も早く規格を明確にすべきである。

A：資料は提供するので、どなたかやって頂きたい。

結論：フライトヘルメットの強度基準の策定について、N委員が中心となって研究する事に、全員の意見が一致した。

16 報告書に加味すべき事について。

A：良心に従って調査し報告した事を明確にする為に、委員全員の署名と実印と印鑑証明を添付し、各ページには割り印を捺印すべきだ。

B：表題には連盟の定款・規約などの根拠文書を明確にして、それによって報告すると書き添えて頂きたい。

結論：二氏の意見どおりとする事に、全員の了承を得た。